

荒尾市避難行動要支援者支援計画（素案）概要

1 計画の背景・目的

本市においては、平成21年3月に策定した「荒尾市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、災害発生時に避難が難しい高齢者や障がい者等の安否確認や迅速な避難を行うことができるよう努めてきました。

そのような中、熊本地震や近年の大雨災害等を受けての災害意識の高まりや平成25年に改正された災害対策基本法を踏まえて、災害時における避難行動要支援者の避難支援が地域の協力のもとで自助、共助、公助という関係を基本とし、実施できるよう本市における避難行動要支援者支援について必要な事項を定め、万が一の災害に備えることで安心・安全に暮らせることを目的としています。

2 計画の位置づけ

本計画は、荒尾市地域防災計画における「避難行動要支援者対策」に関する市の施策を取りまとめたものであり、防災計画の下位計画と位置づけます。なお、特に重要な項目については、防災計画において定めることとします。

3 避難行動要支援者等の定義

(1) 避難行動要支援者

本計画では、自宅に居住する者かつ以下のいずれかに該当する者と定義します。

- ア 要介護3～5の者
- イ 身体障害者手帳1級又は2級を所持している者
- ウ 療育手帳A1又はA2を所持している者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者
- オ 難病患者※1
- カ 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた要配慮者※2

キ 上記以外で一人では避難が困難で自ら支援を希望し、個人情報を提供することに同意した要配慮者

※1 治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病を患っている者。平成30年4月1日現在、厚生労働省が331の疾病を指定難病としている。

※2 本市では①高齢者②視覚障がい者③聴覚障がい者④言語・音声障がい者⑤肢体不自由者⑥内部障がい者⑦知的障がい者⑧発達障がい者⑨精神障がい者⑩難病患者⑪傷病者⑫妊産婦⑬乳幼児⑭外国人（日本語に不慣れな方）を要配慮者として想定します。

(2) 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、災害に備え、本市から名簿の提供を受け避難支援活動を実施するもの（個人、団体、機関）のことです。本計画では、以下のように定義します。

- ア 荒尾消防署
- イ 荒尾警察署
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 荒尾市社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ 荒尾市消防団
- キ 荒尾市行政協力員
- ク その他の避難支援活動を行うもの

< 「要配慮者」、「避難行動要支援者」、「避難支援等関係者」の関係性 >

要配慮者

①高齢者②視覚障がい者③聴覚障がい者④言語・音声障がい者⑤肢体不自由者⑥内部障がい者⑦知的障がい者⑧発達障がい者⑨精神障がい者⑩難病患者⑪傷病者⑫妊産婦⑬乳幼児⑭外国人（日本語に不慣れな者）

避難行動要支援者

- ア 要介護3～5の者
- イ 身体障害者手帳1級又は2級を所持している者
- ウ 療育手帳A1又はA2を所持している者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者
- オ 難病患者
- カ 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた要配慮者
- キ 上記以外で一人では避難が困難で自ら支援を希望し、個人情報を提供することに同意した要配慮者

支援

避難支援等関係者

- ア 荒尾消防署
- イ 荒尾警察署
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 荒尾市社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ 荒尾市消防団
- キ 荒尾市行政協力員
- ク その他の避難支援活動を行うもの

4 避難行動要支援者名簿の共有

災害発生時は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に対し、避難支援等に必要限度で、名簿を提供することで情報を共有します。

また、平常時から災害の発生に備え、情報提供の同意が得られた避難行動要支援者についての情報を登録した名簿を避難支援等関係者に提供し、避難行動要支援者個別支援計画の作成に活用するなど災害発生時の円滑で迅速な支援につなげます。

なお、同意を得られた避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者から「荒尾市避難行動要支援者名簿等の提供に関する誓約書」を提出していただく必要があります。

5 避難行動要支援者個別支援計画

避難行動要支援者個別支援計画とは、避難行動要支援者一人一人について、当該避難行動要支援者への支援を円滑かつ迅速に実施するために避難方法等を定めた計画です。

避難行動要支援者個別支援計画の策定については、避難支援等関係者と協力し推進していきます。その一方で、地域の自治会や地域住民は、その地域の中でどのような支援ができるかを平常時から話し合い、地域の特性や避難行動要支援者の個々の状況に応じた支援ができるよう、相互に連携を深めておくことが必要です。

6 福祉避難所の整備

福祉避難所とは、避難生活が長期化する場合に高齢者や障がい者、病弱者など避難所生活において特別な配慮を必要とする人を対象とする避難所です。

この施設は、大規模災害時に避難生活が長期化する場合に設置される二次的な避難所となりますので、被災状況や避難者の状況等を踏まえて、本市と施設で受け入れ人数等を調整し開設します。そのため、発災直後は開設されておりませんので、まずは指定避難所に避難することになります。

福祉避難所については、社会福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所を増やすことで、一人でも多くの方が避難できるよう努めます。

<福祉避難所の協定状況>（平成30年12月1日現在）

施設名称	場所
特別養護老人ホーム白寿園	荒尾市一部2122番地
特別養護老人ホームオレンジヒル小岱	荒尾市樺2516番地
熊本県立荒尾支援学校（福祉子ども避難所）	荒尾市増永西長浦2299-3

<福祉避難所に準じた対応ができる指定避難所>

施設名称	場所
ふれあい福祉センター	荒尾市川登五反田1777-12

7 避難行動要支援者自身の備え

災害発生時には、本計画に基づき、地域社会による助け合い（共助）や公的な支援（公助）による避難支援を実施しますが、避難行動要支援者自身も避難支援者※3や避難支援等関係者による救出を待つだけでなく、「自らの身は、自らで守る」という心構えが必要です。

※3 災害発生時に避難支援活動に従事する者